

第九部

第四回参議院厚生委員会會議録第一号

(四八)

昭和二十三年十二月十一日(土曜日)

委員氏名
委員長 塚本 重蔵君
理事 今泉 政喜君
谷口彌三郎君
姫井 伊介君

委員

中平常太郎君
山下 義信君
草葉 隆圓君
中山 壽彦君
紅露 みつ君
竹中 七郎君
井上なつゝ君
岡元 義人君
小杉 いそ君
藤原貞六郎君
藤田 芳雄君

本日の會議に付した事件

○社会保険制度審議会設置法案(内閣送付)

午後零時十四分開会

○委員長(塚本重蔵君) それではこれより委員会を開会いたします。予備審査付託となりました社会保険制度審議会設置法案を議題にいたします。先ず提案理由の説明をお願いします。國厚生政務次官。

○政府委員(國伊藤君) 只今議題となりました社会保険制度審議会設置法案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

社会保険制度につきましては、政府といたしましても予ねてから研究調査を進めておるところであります。本年七月連合軍よりの勧告の次第もありまして、早急にこれが具体化を図らなければならぬと考えております。併しながら本制度は、政府行政の各部門にも種々の関係があるばかりでなく、國民各層にも深い利害関係がありますので、本制度の企画、立案等につきましては、各方面の利害関係者の意見も十分に聞き、慎重に審議する必要がありますと存する次第であります。従来厚生大臣の諮問機関といたしまして社会保険制度調査会が設けられておりました。以上のような社会保険制度の重要性に鑑みまして、この調査会を廃止いたしまして、新たに内閣総理大臣の所轄の下に社会保険制度審議会を設けることにいたしました。存する次第であります。何とぞよろしく御審議下さるようお願い申し上げます。

○委員長(塚本重蔵君) 尙法案の内容につきまして保険局長から御説明をお願いします。宮崎保険局長。

○政府委員(宮崎本一君) この條文につきまして、それでは條文ごと簡単に御説明申し上げたいと思つております。第一條は、この審議会が内閣総理大臣の所轄に属するということでございます。これは先般お配り申上げましたこの勅告書でございますが、これに内閣と同列の審議会を國會からこれを指定されて設けた方がいいという趣旨のようないことがございまして、内閣にこ

の審議会を置くべき勅告があると存じましたので、内閣総理大臣の所轄に属する、こういうことになつたわけでございます。その使命は社会保険制度につきまして調査、審議、勧告というところでございます。新しい文句として勅告という文字が入つておりますが、これはこの制度の重要性に顧みまして、調査、審議だけではなしに、勅告をするということが入つたわけでございます。

それから第二條は、そのことを今少しく詳しく書いてございまして、この審議会が社会保険による経済的保障の最も効果的方法について、それから社会保険と、その関係事項に関する立法及び運営の大纲につき研究をする、研究の結果を内閣総理大臣を通じて國會に提出するということでございます。それから内閣総理大臣及び各省大臣に對しまして書面を以て助言する任務権限を持つておる、こういう形のものである。それからこの審議会は重要な審議会であるからして、内閣総理大臣及び関係各大臣は、社会保険に関する企画、立法、又は運営の大纲に關しては、あらかじめ、審議会の意見を求めなければならぬ。即ち各省にこの社会保険に關することは分れておる。或いは労働省或いは大藏省或いはその他の各省に分れておるが、そういう社会保険に關する仕事の企画、立法、運営の大纲について予め審議会の意見を求めなければ、各省大臣はそういうことはできないということでございます。

すので、この審議会が社会保険全体についての非常に重要な審議会であるということでございます。

それから第三條でございますが、委員の構成は四十人である、併し特別の事項を調査審議するために臨時委員を置く、その臨時委員は十二人以内であるということでございます。この種委員会としては相当人数を制限された審議会になつておるわけでございます。

それから第四條は、審議会に、会長、副会長及び常務委員を一名置く、そしてそれは委員の互選で定める、会長は官廳から當らないで、委員の互選によつてやる。会長は内閣総理大臣を以て充てるというのでなしに、委員の互選によつて選ぶ、こういうことになつておるのでございます。珍しい例といつたしましては、会長、副会長の外に常務委員という委員を設けておる点、がちよつと異なる点であると思つた次第でございます。それから次の二項は、会長の任務でございますが、これは御説明の必要はないと思つて、常務委員は、議事及び提案された意見を記録するものとす。こういうことでございます。この中で、一種の事務長のような性格を帯びておるものだと思つてございまして。

それから第五條は、然らば委員はどの方面から選ぶかということでございますが、選ぶのは内閣総理大臣がやるのでございますが、國會議員、關係各廳の官吏、学識経験ある者、それ

から使用者、被備者、医師、歯科医師、薬剤師その他社会保険事業に關係ある者、この四つのグループを同数に選ぶのでありまして、四十名でありますので、各グループ十名当とこういふこと

でございますが、而も同数といふことでありますので、國會議員から十名、關係各廳の官吏十名、これはその各廳が相当多うございますので、今挙げましても厚生、労働、運輸、大藏、それから恩給局いろいろの關係がござい

ますので、そういう意味の官吏でございます。それから学識経験ある者十名でございますが、これはこの通りでございます。この事業に学識経験を持つておられる方十名、それから次が具体的に限定されておりました、使用者、被備者、これは私共の言葉でいへば事業關係者という意味になると思つておりますが、使用する者と備われておる者、それから医師、歯科医師、薬剤師、これも限定されておるもので、お医者、齒医者及び薬剤師の両方からというので一人当でございます。後の残りの方がその他社会保険事業に關係ある者、こういうことでございます。例へば國民健康保険組合の代表者とか、或いは健康保険組合の連合会の代表者であるとか、いろいろな社会保険に關係する人が外にあると思つてあります。そういう人を選ぶ。

それから臨時委員はこの第一項の國會議員から選ぶことはできませんので、第二項、即ち關係各廳の官吏、学識経験ある者、それからその他社会保

後に關係ある者、そのうちところから
中はりこれも同致で總理大臣が選ぶ、
こういふことになるわけでありませ
「委員の任期は二年とし、一年毎にそ
の半数を命じ、又は委嘱する。」こうい
うことでございます。それから次は補
欠、それから臨時等は省略いたしま
す。

それから第七條は、この審議会はそ
ういふように非常に各省に亘る重要な
事項でございますので、資料、情報等
の提出を各廳に命ずるわけございま
す。

それから第八條は、審議会の會議
は、これは必要に應じて開くものとあ
るけれども、少なくとも三月に一回は
開かなくちやならん。併しどうしても
開けない正当の理由があれば別であり
ますけれども、三ヶ月に一回は必ず開
かなければならない、こういふこと
であります。

それから審議会は、毎會計年度の末
から六十日以内、即ち二月以内に前會
計年度内におけるその活動、調査及び
勧告の摘要についての報告書を國會に
提出する、而も内閣總理大臣を通じて
國會に提出することとございま
す。即ちこの審議会のその年における
活動状況を國民の代表である國會にお
示しをするということであると思つて
あります。

それから第十條は、幹事三十人以内
を作つて、幹事は役所の者と學識経験
ある者とから選ぶ、こういふこと
でございます。幹事は、この社會保障と申
しますのは參議院の方々も御存知で
ございますが、非常に各省に亘つてお
るのであります、その各省の關係を調
整しなければ統一された案がございま
せん。

關係にもなつておられますので、役人を
幹事といたしまして、役人同志のこ
ろへ、學識経験のある人たちが入つて來
る、權威ある委員会の委員の方々によ
りお手を掛けたいようにしたいとい
う意味におきまして、十分案を練り、
又研究をいたしまして、委員会に出す
という意味で、幹事を三十名以内置く
ということになつておるわけございま
す。そして幹事は委員に対して技術
的助言及び事務上の援助をしなければ
ならんという幹事の任務を書いたわけ
でございます。

それから審議会の書記二十人以内を
置く。書記は、これはこの仕事の本當
の事務的なことに従事するのでござ
いますので、役人を以て當てるというこ
とでございます。そしてこの法律は公
布の日から施行する。

それから社會保險制度調査会は、こ
れはこの審議会でござますというとい
つて大掛りのものがござまして、そこ
に包含される關係もござますのでこ
れは解消するといふわけございま
す。

それから「この法律公布後最初に委
員となる者のうち、内閣總理大臣が任
命又は委嘱の際に指定する半数の者
の任期は、この法律公布の日から一年と
し、残りの半数の者の任期は、この法
律公布の日から二年とする。」これは半
分だけ一年ということになつてお
りますので、そのことを明瞭にしたわけ
でございます。

○委員長(兼本廳長) 以上を以て提
案理由並びに法案の内容の説明を終り
ました。この機会に質疑がありました
ら……。
○井上なつ壽 伺ひいたします。

第五條でございます。第五條の四、只
今御説明下さいました「使用者、被
者、醫師、齒科醫師、藥劑師その他」
と書いてござますのですが、この「そ
の他」は社會保險と申しまして、この
健康保險の關係者が主だといふお話で
ござます。実は先般頂きました社
會保障制度の勧告書の中にも、多分
病院のことだとか、保健所のことだ
と出しておりましたが、厚生省の医療局
の方でも医療制度の審議会をお持ち
でございますが、医療制度審議会の中
には醫師、齒科醫師、藥劑師それから
の方たちと一緒に助産婦、看護婦、保
健婦も入つておるのでござますが、
ここにはそういう人たちは抜けてお
りますが、その必要をお認めにならない
のでござますし、か、伺ひいたし
たいのでござます。

○政府委員(官廳本一覽) 只今の井上
委員の御質問に對しましてお答え申上
げますが、この医療関係の方々につ
きましては、私は學識経験のある者とい
うところにもお入りをお願いしなければ
ならん方があつたのではないかと気が
いたしました。又醫師、齒科醫師、藥
劑師、これは當然醫師會、齒科醫師會、
藥劑師會等の關係から選ばれる人でな
いかと思つておりますが、「その他」
の問題でございますが、助産婦、看護
婦、保健婦という者につきましては、
私共まだ深くそこまで考へておりませ
んが、実は十名の中で、使用者、被
者、醫師、齒科醫師、藥劑師これは一
人当にいたしましたもそこに五名ある
のでござまして、使用者、被者者を
一名にするか、二名にするかといふ点
等もござまして、そういう人数の開
係で具体的にどうなるかといふことを

申上げられないと思ひますが、よく研
究をいたしたいと存じます。
○井上なつ壽 只今宮崎政府委員の
御説明で、お医者さん、藥劑師の方は
會からお出になるというお話ござ
ますが、私共助産婦、看護婦、保健婦
は社団法人になつております日本助産
婦、看護婦、保健婦協會といふものを
持つておりますから、どうぞそういう
点も御考慮下さいませうお願いいた
したいと思ひます。
○中平常太郎 伺ひいたしま
す。第二條は政府委員の御説明で大体
分つたのでありますが、内閣におい
つて相当権限の幅の廣いものを持つて
おるようなことですが、かの人事院の
ごときも、あれ程の権限はないの
か、それを一つ伺ひいたします。

○政府委員(官廳本一覽) 只今の問題
でございますが、この勧告書を読みま
すと大分人事院の色彩のものがあるよ
うに私共存じます。併しこの法案につ
きましてはそういう色彩はございま
せん。内閣總理大臣の所轄に属するもの
でありまして、國會に對しては内
閣總理大臣を通じて出すという形のも
のでござまして、すべて政府の方に
意見を出す、勧告をする、併し政府は
又政府の立場において独自の行動をと
るといふことになつておると思ひます
が、たゞここに入つておられます方々、國會
議員であり、関係各廳の官吏の首脳部
に當る者であり、又日本におけるこの
方面の權威者でござますので、そ
ういふ方々が慎重に審議される案であ
るといたしますならば、この尊重は十
分しなければならんと思つてござ
ますが、今中平委員の御質問のよう

味においては、これは相反するもので
はないと存じます。
○中平常太郎 人事院は現在相當
力な關係にあるに拘わらず、その勧告
は殆んど踏みじられてしまつて、そ
の主張が容れられないといふやうな状
態であつて、さればとて容れられな
ければ容れられないに、こうすると
いふ一つの裏附けがないのでござ
ますが、人事院でさえそういうやうな
に、一つの制約を無視しておるの
であります。この審議会はそれ以下の
ものであるとするならば、やはり一つ
の諮問機關のごときもになつて行く
であらうと思つてござます。少
とも諮問機關ならば、國會議員は入
れない、國會議員を入れるということ
であれば、諮問機關のごとき柔らかな
ものではいけない、國會議員を入れる
のならば、強力なものにならなければ
いけないのであります。その点、國
會議員を入れる立場から申せば、
相當強い発言力と拘束力を内閣に對
して持つべきであると思ひますが、今
のお話の止りでは、國會議員が入る
余地がないように思つてござます。そ
の点はどうせよしようか。
○政府委員(官廳本一覽) 私が申上
げましたのは、人事院のごとき色彩で
はない、こういふことを申上げたので
あります。従來の諮問委員會のやうな
ものではないことは、この條文の形が
すべて違つておりました。又権限等に
つきましては、強き表現が用いられて
おるわけでありませぬ。殊に第二條に
は、「審議会は自ら」といふ文字が入
つておりました。諮問を受けてやるも
つてございませぬ。能動的に自らこ
の問題を調査する、又政府に提出する

制度を改めて全額をこの保険の形体で支拂つて行くこととあります。これにつきましては今の半額ですら保険料で償んでおる國民健康保険が全額でやれるかどうかという問題は可なり重要な問題でございますが、そういうふうな検討を要するにいたしても、そういう十年の目録は掛からな

いと思ふ、こゝに二年でその案がでる上るものと存じております。そういう意味合におきまして、審議会はそれを任ぜられると、それでこの審議会は任務を終りかというふうにはないの

であります。この勸告によりまして、ましてこの審議を継続しなければならぬのであります。その際におきまして、私はこの條文では足りないんじやないかと、若し社会保障制度というものができ上りましたならば、今度はこの法案を改正願ひまして、その運用につ

いての委員会に適合するようにならなければならないのじやないかと、こういう気がいたします。今のところは立案までの審議会の形で置いて、そしてでき上つてからの運用につきましてははやや條文の改正等を要するのじやないか……これは私の私見でございますが、そういう気がするのでございまして、そんな意味で御了承を願ひたいと思つてございまして。

それからこの審議会のための予算でございますが、実は本年度の通常予算におきまして、國會の御審議を頂きましたのは三百萬圓計上されております。その三百萬圓の中で審議会の費用をいたしまして六十七萬三千圓の経費が内訳によつてあるわけでございます。大体それを以て本年度内はやつて

行けるのじやないか、こういうように存じておりますので、このために別に新たに予算は要求いたしておりません。

○小杉イ子君 只今の御説明に対してもう一つ申上げたのでございまして、國民健康事業の多くは母子、乳児、幼児などございまして上から、必ず、産婆、保健婦等が最も働らくべきであると思ひます。先程医師、歯科医師、薬剤師を入れたならばそこに含まれる

じやないかと申されますけれども、私は醫師といふ一項がございまして、私どもも薬剤師も自然と必然的にそれは考えられると思ひます。それで殊更に産婆、助産婦などを記入して頂くべきじやないか、こう思ひます。

○堀井伊介君 この社会保障制度につきましては今の場合はお互いの概念だけに止めて置くというのではつきりさせられないのか、或いはこれ／＼のものは社会制度のうち自然に取込まべきものではないか、この理想的な考えがあるの

でございまして、そうするならばこの社会保障制度についての定義といたしましても、それが載せられなかつた理由がどうかということ、それから第二條の社会保障ということが中心になつておるようでありまして、社会保険だけで社会保障制度の全部が盡されるか、これもその解釈の範囲にもよりますけれども、我々常識的な考えから言いますならば、社会保険にプラスして、社会保障といふものが加えられるのじやないか、例えば生活保護とか、或いは児童福祉とか、又社会事業とかいつた

やないけれども、我々の考えとしてはそれは社会保護の面としてやはり社会保障制度のうちに入られるべきものだと思ふのでございまして、この辺の關係はどうか。

更に第二條の第一行であります、「経済的保障の最も効果的な方法として立法及び運営の大綱につき」ということ、そこに又もう一つ、「又は」が以下につきまして「社会保険とその關係に関する立法及び運営の大綱」

「この程度までこの審議会においておやりになるか、この「立法及び運営の大綱につき」というふうな「及び」以下の關係から言ひまして、立法の大綱について研究し云々ということになるのか、はつきり立法化されたものを社会保障制度といふものについての何か立法措置を採るならば、それまでこの審議会においてやるのかという

こと、それから更に第二項におきます「内閣総理大臣及び關係各大臣は、社会保障に関する企画、立法」というありますが、そうすると、この社会保障制度に関する立法といふものは、幾段にも、幾種類にも分れるものかどうか、一本で進んで、そのうちに部門別によつてそれが整理されて行くのか、或いは關係各大臣はそれ／＼又社会保障に関する企画、立法をするというふうになつて行くのか、この辺の分離統合の關係がはつきりいたしません。その点を先ずお尋ねいたします。

○委員長(櫻本重蔵君) ちよつと速記を止めて。

○委員長(櫻本重蔵君) 速記を始め

○政府委員(宮崎木一君) 只今の社会保障制度ということにつきましては、いろいろ／＼内外において解釈の異なる点もございまして、大体におきまして、社会保険を中心いたしましたものに社会事業の方面を加えたものと、こういうふうによりに私共は解釈をいたして

それから第二條の立法ということとございまして、これは國會に提出するに至りますまでの法律案を審議する或いは國會が御提出になるように審議会で案を作つて國會の方へ勸告をする、こういう意味の立法という文字であると思つてあります。

それから第二條の第二項の方は、これは現在關係各省が非常に多い社会保障の制度でございまして、若し審議会で一本になりますとするならば、社会保障一本になるまでに各省で一つ違つた方向において立案しないように、企画しないように、大綱を見て行く、若し又審議会で各省はらん／＼の案で認められるならば、それ以後においては關係各省は歩調を一にして、社会保障制度でやつて行く、こういう意味の條文と思つてございまして。

〔散会を願ひます〕と呼ぶ者あり
○委員長(櫻本重蔵君) 時間の關係が

ありますので、質問を次回に延ばしまして、本日はこれを以て散会いたします。

午後零時五十八分散会
出席者は左の通り。

委員長 櫻本 重蔵君
理事 今泉 政喜君

委員
谷口彌三郎君
堀井 伊介君
中平常太郎君
山下 善信君
草葉 隆圓君
中山 藤彦君
紅露 みつ君
竹中 七郎君
井上なつゑ君
岡元 義人君
小杉 伊子君
榎根貞六郎君
藤田 芳雄君

政府委員
厚生政務次官 園 伊能君
厚生事務官 (保険局長) 宮崎 太一君

十二月八日日本委員会に左の事件を付託された。

一、國民健康保険の診療施設費國庫補助増額に関する請願(第七号)

一、社会保障制度立法に関する請願(第十一号)

一、社会事業基本法制定に関する請願(第十二号)

一、社会保障制度の実現に関する請願(第十三号)

一、九州地方の療養所患者自治会に対する解散通知より撤回に関する請願(第十四号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情(第四号)

第七号 昭和二十三年十二月二日受理

國民健康保険の診療施設費國庫補助増額に関する請願

國民健康保険の診療施設費國庫補助増額に関する請願

が内訳によつてあるわけでございます。また、児童福祉とか、又社会事業とかいふこと、大体それを以て本年度内はやつて

【速記中止】

理事 今泉 政喜君

国民健康保険の診療施設費國庫補助増額に関する請願

請願者 和歌山縣海草郡東山東

村 岩橋東太郎

紹介議員 王置吉之丞君

和歌山縣下は、既設医療機関の乏しい山間海辺部である關係上、充実した國民健康保険による診療施設が必要であるので、これ等施設を建築を計画して、創設費の三分の一の國庫補助を申請したが、本縣のように災害が多く財政の貧弱な縣では、地元の三分の二の負担は困難であるから、これ等創設費については二分の一を國庫より補助されたいとの請願。

第十一号 昭和二十三年十二月二日

受理

社会保障制度立案に関する請願

請願者 福岡市西高宮町一三七

屋山朝太郎

紹介議員 野田俊作君 岡部常君

高進するインフレによつて國民生活は、ますます苦しくなつてゐるが、國民の最低限度の生活を保障し、社会福祉の増進を図るため、相互扶助の趣旨に基づいて、速かに社会保障制度の立法化を促進せられたいとの請願。

第十二号 昭和二十三年十二月二日

受理

社会事業基本法制定に関する請願

請願者 東京都澁谷区原宿三丁目二六六財團法人日本

社会事業協会会長 中川

紹介議員 山下善信君 姫井伊介君 草葉隆圓君

現行の社会事業法が、死文化されてゐるため、社会事業施設の運営が困難になつてゐるから、社会情勢の變轉に即應して、斯業の強力な推進を図るため

に、あらたに社会事業憲章として、厚生、司法兩保護事業を一元化して公私の事業施設に適用される社会事業基本法を制定され、同法中に社会事業委員会の設置、私設事業の認可制等を規定せられたいとの請願

第十三号 昭和二十三年十二月二日

受理

社会保障制度の実現に関する請願

請願者 東京都澁谷区原宿三丁目二六六財團法人日本社会事業協会会長 中川

望

紹介議員 山下善信君 姫井伊介君 草葉隆圓君

わが國社会福祉の施策は、各種の社会立法によつて整備されつつあるが、社会事業の使命は、民生安定の大策である社会保障制度が確立されたとき、はじめてこれを達成し得るのであるから、本制度の実現のために格別の考慮を拂われたいとの請願。

第十四号 昭和二十三年十二月二日

受理

九州地方の療養所患者自治会に対する解散通知の撤回に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬村

清瀬病院内 齋藤智男

外十六名

紹介議員 山下善信君 草葉隆圓君 姫井伊介君

九月八日及び十月十八日の二回にわたり厚生省医務局九州出張所長は、療養所の患者自治会に対して患者自治会の組織が療養に反するとの理由で、解散を命じたが、同自治会は自律自治互助友愛の精神に基づいて患者の更生を計つてゐるのであつて、解散命令の理

由が如何なる根拠にあるか納得できないから、解散通知が速かに撤回されるよう適當の措置を講ぜられたいとの請願。

第十四号 昭和二十三年十二月三日

受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

山口市八幡馬場 吉富幸助外一万六千六百十五名

終戦以來三年余をへた今日、戦争犠牲者中最も犠牲多き遺族の生活保護に不徹底をきわめてゐることは、遺憾にたえないから、遺族の生活実態を調査して、その援護対策の強化を確立せられたいとの陳情。

十二月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、社会保障制度審議会設置法案

社会保障制度審議会設置法案

社会保障制度審議会設置法案

第一條 社会保障制度審議会（以下審議会という）は、内閣総理大臣の所轄に属し、社会保障制度につき調査、審議及び勧告を行うものとする。

第二條 審議会は、自ら、社会保険による経済的保障の最も効果的な方法につき又は社会保険とその關係事項に関する立法及び運営の大綱につき、研究し、その結果を、國会に提出するよう、内閣総理大臣に勧告し、内閣総理大臣及び關係各大臣に書面をもつて助言する任務及び権限を有する。

第三條 内閣総理大臣及び關係各大臣は、社会保障に関する企画、立法

又は運営の大綱に関しては、あらかじめ、審議会の意見を求めなければならぬ。

第三條 審議会は、委員四十人をもつて組織する。特別の事項を調査審議するため、内閣総理大臣において必要があると認めるときは、十二人以内の臨時委員を置くことができる。

第四條 審議会に、会長、副会長及び常務委員各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第五條 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

第六條 常務委員は、議事及び提案された意見を記録するものとする。

第七條 委員は、左の各号に掲げる者のうちから、内閣総理大臣が、それぞれ同数を命じ、又は委嘱する。

一 國會議員

二 關係各廳の官吏

三 学識経験のある者

四 使用者、被備者、医師、歯科医師、薬剤師その他社会保険事業に關係のある者

第五條 臨時委員は、前項第二号から第四号までに掲げる者のうちから、内閣総理大臣がそれぞれ同数を命じ、又は委嘱する。

第六條 委員の任期は二年とし、一年ごとにその半数を命じ、又は委嘱する。

第七條 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八條 臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

第九條 關係各廳は、審議会の要求

する資料及び情報を提出しなければならない。

第八條 審議会の会議は、必要に応じて開くものとする。但し、正當な理由がある場合を除く外、少くとも三箇月に一回は開かなければならない。

第九條 審議会は、毎会計年度末から、六十日以内に、前会計年度内におけるその活動、調査の結果及びその勧告の摘要についての報告書を、内閣総理大臣から國会に提出するよう、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第十條 審議会に幹事三十人以内を置く。

第十一條 幹事は、社会保険に關係のある行政廳の官吏及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、これを命じ、又は委嘱する。

第十二條 幹事は、つねに委員に対し、技術的助言及び事務上の援助をしなければならない。

第十三條 審議会に、書記二十人以上を置く。

第十四條 書記は、關係各廳の官吏のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

第十五條 書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

附則

一 この法律は、公布の日から施行する。

二 社会保険制度調査会官制（昭和二十一年勅令第六十七号）は廃止する。

三 この法律公布後最初に委員となる者のうち、内閣総理大臣が任命又は委嘱の際に指定する半数の者の任期は、この法律公布の日から

一年とし、残りの半数の者の任期は、この法律公布の日から二年とする。

昭和二十四年一月五日印刷

昭和二十四年一月六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局